

【晉紀五】 起屠維協洽，盡目章涒灘，凡二年。

■晉、▲慕容氏、続国訳漢文大成。經子史部 第 5 卷 173p

孝惠皇帝上之下元康九年（己未，299年）

■春，正月，孟觀は氐衆を中亭（水の名、陝西省關中道舊風翔府内、現・渭南市・西安市）に大破し，齊萬年を獲る。

【晉の異民族政策への提言】

■〔江統の異民族政策の戒め〕太子の洗馬の陳留の江統は以為らく戎、狄は華を亂す，宜しく早く其の原を絶つべしと，乃ち《徙戎論》を作り以て朝廷に警めて曰く、

「夫れ夷、蠻、戎、狄は，地は要荒（蠻夷は要服、戎狄は荒服）に在り，禹は九土を平らげ而して西戎は敘に即く（荒服の外、流沙の討ち、皆次敘に就くを言う）。其の性氣は貪婪，凶悍にして仁あらず。四夷之中，戎、狄は甚しと為し，弱ければ則ち畏服し，強ければ則ち侵叛す。其の強きに當たる也，漢之高祖を以てすら白登に困しみ，孝文は霸上に軍す。其の弱きに及ぶ也，元、成之微を以てすら而も單于是入朝す。此くは其の已に然る之效也。是を以て有道之君は夷、狄を牧する也，惟だ以て之を待つに備え有り，之を御ぐに常有り，（5-174p）稽顙して贄を執ると雖も（周禮に蕃國は世に一たび見え、各々其の貴賓する所を以て贄と為す），而して邊城は固守を弛めず，強暴にして寇を為し，而して兵甲は遠征を加えず（周の宣王はいささか獫狁を伐ち太原に至り、境を盡して返る。蚊虻に比してこれを驅るのみ、遠征を加えず），境内をして安きを獲令め，疆場は侵されざるを期する而して已む。」

■〔周室衰亡と始皇帝統一と異民族〕「周室が統を失い，諸侯が征を専らにするに至るに及び，封疆は固からず，而して利害は心を異にし，戎、狄は間に乗り，中國に入るを得る（戎は魯を伐ち済西の山戎、燕を病ましめ、狄・衛・邢を伐ち、長狄は三国に入る），或は（戎狄を）招誘安撫し以て己が用と為す（申繚は西戎を以て周の幽王を攻め殺し、晉は陸渾の戎を伊川に遷しこれを掎角し以て秦の師を穀に敗り、楚は蠻軍を以て晉と鄢陵に戦うが如し），是より四夷は交々侵し，中國と錯り居る（徐夷は齊晉魯宋の間に在り。鮮虞は燕晉の界、赤狄は上黨の地、陸渾の戎は伊洛の間、義渠大荔は秦晉の域、戎蠻子は梁犇の地に居る）。秦の始皇（秦紀に見ゆ）が天下を並せるに及び，兵威は旁く達し，胡を攘い越を走らす，當に是の時，中國は復た四夷無かりし也。」

■〔漢魏の異民族政策〕「漢の建武中（漢紀に見ゆ）に，馬援は隴西太守を領し（後漢光武帝建武 11 年馬援は羌を討ち降す），叛羌を討ち，其の餘種を關中に徙し，馮翊、河東の空地に居く。數（十を加えるべし、凡そ 73 年）歳之後に，族類は蕃息し，既に其の肥強を恃み，且つ漢人の之を侵すに苦しむ。永初之元（年），群羌は叛亂し，將守を覆没し，城邑を屠破し，鄧騭敗北し，侵して河内に及ぶ。十年之中，夷、夏は俱に敝れ，任尚、馬賢，僅かに乃ち之に克つ。此より之後，餘燼は盡きず，小さく際會（機会）有り，輒ち復た侵叛し，中世之寇は，惟だ此れを大と為す。魏興こる之初め，蜀と分隔し，疆場之戎は，一は彼れ一は此れ。武帝は武都の氐を秦州に徙し（68 卷漢獻帝建安 24 年にあり），以て寇を弱くし國を強くし，蜀虜を扞御せんと欲し，此れ蓋し權宜之計にして，萬世之利に非ざる也。今者之に當り，已に其の敝を受ける矣。」

■〔關中は帝王の居所〕「夫れ關中（陝西省の長安を含む地）の土は沃に物は豊かにして，帝王の居る所なり，未だ戎、狄の宜しく此の土に在るべきを聞かざる也。我が族類に非ず，其の心は必ず異なる。而るに其の衰敝に因りて，之を畿服（邦畿千里の内）に遷し，士庶は玩習し，其の輕弱を侮り，其の怨恨之氣をして骨髓を毒さ使む。蕃育衆盛に至りて，則ち坐して其の心を生じる。貪悍之性を以て，憤怒之情を挾み，隙を候

い便に乗り、輒ち横逆を為す。而して封域之内に居り、障塞之隔無く、備えざる之人を掩い、野に散ずる之積（積聚、物資の集積）を收め、故に能く禍を為すこと滋蔓し、暴害は測れず、此くは必然之勢い、已驗之事也。當に今之宜は、宜しく兵威の方に盛んに、衆事未だ罷まざるに及びて、馮翊、北地、新平（陝西省關中道邠県、現・咸陽市彬州市）、安定の界内の諸羌を徙して、先零、罕幵、析支之地（湟中以西や青海の地）に著き、扶風（統、撫風は×）、始平（關中道興平県東南、現・咸陽市興平市）、京兆之氏を徙して、出して隴右に還し、陰平（甘肅省渭川道文県の西、現・隴南市文県）、武都（甘肅省渭川道武都県、現・隴南市武都区）之界に著き、其の道路之糧を廩して、自ら致すに足ら令め、各々本種に付き、其の舊土に反し、屬國（屬國都尉）、撫夷（撫夷將軍）をして就きて之に安集せ使むべし。戎、晉は雜らず、並びに其の所を得ん、(5-175p) 縦え夏を猾す之心、風塵之警有りとも、則ち中國に絶遠し、山河を隔闕し、寇暴を為すと雖も、害する所廣からず矣。」

■ 「半数の戎狄を還すべき」「難者は曰く、氏は新平を寇し、關中は饑え疫し、百姓は悉苦（統は愁苦）し、戚な寧息を望む。而るに疲倦之衆をして、自ら猜う之寇を徒さ使めんと欲す、恐らくは勢いは盡き力屈し、緒業は卒らず、前害は未だ弭むに及ばず而る後に變は復た横出せん矣。答えて曰く、子は今者の群氏を以て尚ほ餘資を挾めども、惡を悔い善に反り、我が德恵に懷き而して來たりて柔附すると為す乎？將たまた勢いは窮まり道は盡き、智力俱に困しみ、我が兵は誅を懼れて以て此に至る乎？曰く、餘力有る無し、勢いは窮まり道は盡く故也と。然らば則ち我は能く其の短長之命を制して、而して其をして進退己に由ら令めん矣。夫れ其の業を樂しむ者は事を易えず、其の居に安んじる者遷る志無し。方に其れ自ら疑いて危懼し、畏怖促遽（狼狽え騒ぐ）し、故に制するに兵威を以て、之をして左右違ひ無から使む可き也、其の死亡流散し、離逃（離れ遠ざかる）して未だ鳩（鳩が多いから集るの意味）まらざるに迫りて、關中之人と、戸ごとに皆な仇と為り（氏羌反して平民を暴涼し、關中の人これを怨毒とす）、故に遐に遠處に遷し、其の心をして土を懷しまざら令む可き也。夫れ聖賢之事を謀る也、之を未だ有らずに為し、之を未だ亂れざるに治む、道は著れず而して平らかに、德は顯われず而して成る。其の次は則ち能く禍を轉じて福と為し、敗に因りて功（統、攻は×）を為し、困に値いて必ず濟し、否（塞がる）に遇いて能く通ず。今子は敝事之終りに遭い而して制を更める之始めを圖らず、轍を易えるの之勤を愛みて而して覆車之軌に遵うは、何ぞ哉！且つ關中之人は百餘萬口あり、其の少多を率（割合）するに、戎、狄は半に居り、之を處くと遷すと、必ず須らく口實（糧食）あるべし。若し窮乏して、糝粒（牛羊豚等の肉の細切れに米混ぜて炊く）の繼がざる者有れば、故に當に關中之穀を傾け、以て其（氏羌）の生生之計を全くすべし、必ず溝壑に擠とす無く而して侵掠之害を為さざる也。今我之を遷し、傳食（過ぎる所の郡県がその食を給す）し而して至り、其の種族（統、種族×）に付き、自ら相い贍わ使め、而して秦地之人其の半穀を得るは、此れ行者を濟うに廩糧を以てし、居る者に遺るに積倉を以てすと為す、關中之逼を寛くし、盜賊之原を去り、旦夕之損を除き、終年之益を建てる。若し暫く擧げる之小勞を憚り而して永く逸する之弘策（大策）を忘れ、日月之煩苦を惜しみ而して累世之寇敵を遺すは、所謂能く創業し統を垂れ、謀は子孫に及ぶ者に非ざる也。」（關中の居人は戎狄が半分おり、旧地に還せばその分の糧食は秦中の百姓の食となる）

■ 「并州之胡は匈奴」「并州之胡は、本は實に匈奴の桀惡之寇也、建安中に、右賢王の去卑（67 卷漢獻帝建安 21 年にあり）をして誘いて呼廚泉を質とせ使め、其の部落を散じて六郡（并州の統べる平陽・西河・太原・新興・上黨・樂平の郡）に居るを聽す。咸熙之際は、一部は太だ強きを以て、分けて三率と為し、泰始之初めは、又た増して四と為す。是に於いて劉猛（79 卷武帝泰始七年八年にあり）は内に叛し、(5-176p) 外虜と連結し、近者は郝散（前卷四年にあり）之變は、穀遠（山西省冀寧道沁源県、現・長治市沁源県）に發す。今五部之衆は、戸は數萬に至り、人口之盛んなること、西戎を過ぎる。其の天性は驍勇にして、弓馬に便利に、氏、羌に倍する。若し不虞

風塵之慮有れば、則ち并州之域は寒心を為す可し。」

■**〔毌丘儉の句驪の徒民〕**「正始中、**毌丘儉**は句驪を討ち（75 卷魏邵陵厲公正始七年にあり）、其の餘種を滎陽に徙す。始め徙す之時、戸落は百數なり。子孫は孳息^{じそく}し、今は千を以て計る。數世之後には、必ず殷熾に至らん。今百姓職を失えば（民は安心して耕作するを得ざれば）、猶ほ或は亡叛し、犬馬肥充すれば、則ち噬嚙^{ぜいけつ}（噛み齧る）する有り、況んや夷、狄に於いてをや、能く變を為さざらんや！但だ其の微弱にして、勢力の速ばざるを顧る耳。」

■**〔邦を為める者は憂い多し〕**「夫れ邦を為める者^{おさ}（論語李氏篇孔子曰く、丘聞く、國を有ち家を有つ者は寡きを患えずして均しからざるを患う。貧を患えずして安からざるを患う。晉書江統傳には、邦を為める者は患貧しきに在らずして均しからざる在り、と）、憂い寡なきに在らず而して安からざるに在り、四海之廣き、士民之富めるを以て、豈に夷虜の内に在るを須ちて然る後に足るを取らん哉！此等は皆な申論して發遣し、其の本域に還し、彼の羈旅にして土を懷う之思いを慰め、我が華夏の織介之憂を釋く可し、此の中國を恵み、以て四方を綏んじ（詩經の大雅民勞の辭）、徳を永世に施せば、計に於いて長ぜりと為す也！」
朝廷は用いる能わず。

■**〔成都王の穎を遠ざける〕**散騎常侍の**賈謐**は東宮に侍講し、太子に對して倨傲なり、成都王の**穎**は見て而して之を叱す。謐は怒り、**賈后**に言い、**穎**を出して平北將軍と為し、鄴に鎮ぜしむ。梁王の**彤**を征して大將軍と為し、尚書事を錄せしむ。河間王の**顯**^{ぎょう}（安平の獻王孚の孫、太原の烈王瓌の子、始め父の爵を継ぎ、咸寧三年改めて河間）を以て鎮西將軍と為し、關中に鎮ぜしむ。初め、**武帝**は石函之制を作り、至親に非ざれば關中に鎮するを得ざらしむ。**顯**は財を輕んじ士を愛し、朝廷は以て賢と為し、故に之を用いる。

■**夏**、**六月**、戊戌（34-32+1=3 日）、高密文獻王の**泰**は薨ず。

【賈后と皇太子の排除の争い】

■**〔賈后の淫虐で廢后の動き〕****賈后**の淫虐は日々甚だしく、太醫令の**程據**等に私（私通する）す。又た簾箱（竹で作る高い筐）を以て道上の年少を載せて宮に入れ、復た其の漏洩せんことを恐れ、往往にして之を殺す。**賈模**は禍の己に及ぶを恐れ、甚だ之を憂う。**裴頴**は**模**及び**張華**と**后**を廢し、更に**謝淑妃**（太子の母）を立てんと議す。**模**、**華**は皆な曰く、

「主上は自ら廢黜之意無く、而して吾等が専ら之を行えば、倘し上の心が以て然りと為さざれば、將に之を若何せんや！且つ諸王は方に強く、朋黨は各々異なり、恐らくは一旦禍い起これば、身は死し國は危く、社稷に益無し。」

頴は曰く、

「誠に公の言の如し。然るに**中宮**は其の昏虐を^{たくま}逞しくすれば、亂は立ちて待つ可き也。」

華は曰く、

「卿二人は**中宮**に皆な親戚なり、言或は信じ見れん、宜しく數々為に禍福之戒を陳べるべし、庶わくは大いに悖る無からん、則ち天下は尚ほ未だ亂れるに至らず、吾が曹は以て估游（^{続は優游}）して歳を卒えるを得る而して已む。」

頴は旦夕に其の從母の**廣城君**を説き、**賈后**を戒諭するに太子を親厚するを以てせ令む、（5-177p）**賈模**も亦た數々**后**の為に禍福を言う。**后**は用いる能わず、反って**模**を以て己を毀ると為し而して之を疏んず。**模**は志を得ず、憂憤し而して卒す。

■秋，八月，裴頠を以て尚書僕射と為す。頠は賈后の親屬と雖も，然るに雅望は素より隆く，四海は唯だ其の權位に居らざらんことを恐れる，尋いで頠に詔して専ら門下の事に任ぜしめ（晉制では侍中と給事黃門侍郎は同じく門下の事を管す、頠の出世は賈后の意向），頠は上表して固く辭す，以わく、

「賈模は適に亡し，復た臣を以て之に代える，外戚之望みを崇くし，偏私之舉を彰^{あきら}かにす，聖朝の累^{わずらい}也。」

聽さず。或は頠に謂って曰く、

「君は以て言う可し，當に言を中宮に盡くすべし。言いて而も從わず，當に遠く引き而して去るべし。倘し二者立たざれば，十表有りとも雖も，以て免れるは難し矣。」

頠は慨然として之久しく，竟に従う能わず。

■[帝の無能で錢は神、苛察な風潮] 帝の人と為りは驢^{とうがい}騃（愚で痴呆），嘗て華林園に在りて蝦蟆^{がま}を聞き，左右に謂って曰く、

「此の鳴く者は，官の為にする乎，私の為にする乎？」

時に天下は荒饑し，百姓は餓死す，帝は之を聞き，曰く

「何ぞ肉糜（肉入りの粥）を食せざるや？」

是に由りて權は群下に在り，政は多門に出で，勢位之家は，更に相い薦托し，互市の如く有り。賈、郭は恣横にして，貨賂は公行す。南陽の魯褒は《錢神論》を作り以て之を譏りて曰く、

「錢之體^{たい}為るは，乾坤之象（錢はかたち円で穴は方、故に易の卦の乾と坤に比す）有り，之を親んで兄の如し，字^{あだな}して孔方（錢の體を以て貫す）と曰う。徳無く而も尊く，勢い無く而も熱し，金門を排して，紫闥（宮中の小門）に入る。危きをも安んぜ使む可く，死したるも活き使む可く，貴きをも賤しから使む可く，生きたるも殺さ使む可し。是れ故に忿争は錢に非ざれば勝たず，幽滯は錢に非ざれば撥せず，怨仇は錢に非ざれば解かず，令聞は錢に非ざれば不發せず。洛中の朱衣（晉の制で諸王が着る）、當塗（要路の当る）之士は，我が家兄を愛し，皆な已む已む無く，我之手を執り，我を抱きて終始し，凡そ今之人は，惟だ錢ある而^{のみ}已！」

又た，朝臣は務めて苛察（厳しく詮索）を以て相い高しとし，疑議有る毎に，群下は各々私意を立てる，刑法は壹ならず，獄訟は繁滋す。裴頠は上表して曰く、

「先王は刑賞は相い稱^{かな}い，輕重に二無し，故に下聽は常に有り，群吏は業を安んじる。去る元康四年大風ふき，廟闕の屋瓦は數枚傾落する有り，太常の荀寓を免ず、事は輕く責めは重く，常典に違ふ有り。五年二月大風有り，蘭台の主者（御史台の主、令史の類）は前事に懲り懼れ，阿（屋根の隅）棟之間を求索し，瓦の小さく^{ななめ}邪なるを十五處得たり，遂に太常を禁止し，復た刑獄を興す。今年八月，陵上の荊一枝の圍七寸二分なる者斫被れる。司徒、太常は道路に奔走し，事小なるを知ると雖も，而も按劾は測り難し，騷擾は驅馳し，各々競いて負（罪の責任）を免れんとす，今に於いて太常の禁止は未だ解けず。夫れ刑書之文は限り有り而して舛違^{ひだ}之故は方無し，故に時に臨みて處（その罪を処分する）を議す之制有り，誠に皆な常に循うを得る能わざる也。此等に至りては，皆な過當なりと為す，(5-178p) 恐らくは奸吏因縁して，淺深を為すを得ん也。」

既に而して曲議（法を曲げて議し自ら淺深を為す）は猶ほ止まず，三公尚書の劉頌は復た上疏して曰く、

「近世より以來，法は漸く門多く，令は甚だ一ならず，吏は守る所を知らず，下は避ける所を知らず，奸偽なる者（法の門多きに）因りて以て其の情（の淺深せんと欲する所）を售^うる，上に居る者は以て其の下を検（檢束）じ難し，事同じくして議異に，獄犴（犴は郷亭の獄）は平らかならず。夫れ君臣之分は，各々司る所有り。法

は必ず奉ぜんことを欲し、故に主者をして文を守ら令む。理に窮塞（詰まり塞がる）有り、故に大臣をして滯を釋か使む。事に時宜有り、故に**人主**は權斷（權宜を以て裁断す）す。主者は文を守るは、**釋之**（14 卷漢文帝三年にあり）が蹕を犯す之平を執るが若き也。大臣が滯を釋くは、**公孫弘**（18 卷漢武帝元朔二年にあり）が**郭解**之獄を斷ずるが若き也。**人主**が權斷するは、**漢祖**（11 卷漢高祖五年にあり）が**丁公**之為すを戮するが若き也。天下の萬事は、此の類に非ざるより、意を出だして妄りに議すを得ず、皆な律令を以て事に従う。然る後に法は下に信あり、人聽は惑わず、吏は奸を容れず、以て政を言う可し矣。」

乃ち下詔す

「郎、令史（尚書侍郎及び尚書蘭台の令史）は復た法を出でて駁案する者（法の外で意義を為す）は、事に隨いて以て聞せしむ。」

然るに亦た革する能わざる也。

■**頌**は吏部尚書に遷り、九班之制を建てて、百官をして職に居り遷ること希なら令め、能否を考課して、其の賞罰を明らかにせんと欲す。**賈**、**郭**は權を用い、仕える者は速かならんと欲し、事は竟に行われず。

■ **「韋忠は起たず」** **裴頴**は平陽（魏の邵陵厲公正始八年河東郡の汾北を分けて平陽郡と為す、山西省河東道臨汾県の西南、現・臨汾市堯都区）の**韋忠**を**張華**に薦し、**華**は之を辟し、**忠**は疾と辭して起たず。人は其の故を問ひ、**忠**は曰く、「**張茂先**（張華）は華に而して實ならず、**裴逸民**（裴頴）は欲に而して厭く無く、典禮を棄て而して賊后に附く、此れ豈に大丈夫之為す所を哉！逸民は毎に我に托するの心有り、我は常に恐るは、其の深淵に溺れ而して餘波は我に及ばんことを、況んや裳を褰げ而して之に就く可けんや哉！」

■ **關内侯**の**敦煌**の**索靖**は、天下が將に亂れんとするを知り、洛陽の宮門の銅駝（魏明帝景初元年に長安より洛陽に移す）を指し歎じて曰く、

「會かならず汝が荆棘の中に在るを見る耳！」

■ **冬**，**十一月**，甲子（1 日、元嘉曆一致）朔，日之を食する有り。

■ **「郭槐の遺言、皇太子妃問題」** 初め、廣城君の**郭槐**は、**賈后**の子無きを以て、常に**后**に勸め**太子**を慈愛せ使む。**賈謐**は驕縱にして、數々**太子**に無禮なり、廣城君は恆に之を切責す。廣城君は**韓壽**の女を**太子妃**と為さんと欲し、**太子**も亦た**韓氏**と婚して以て自ら固めんと欲す。**壽**の妻の**賈午**及び**后**は皆な聽かず、而して**太子**の為に**王衍**の少女を聘す。**太子**は**衍**の長女の美しきを聞き、而るに**后**は**賈謐**の為に之を聘す、（太子の）心は平らかなる能わず、頗る以て言を為す。廣城君は病みて、終わりに臨むに及びて、**后**の手を執り、心を**太子**に盡くさ令め、言は甚だ切に至る。又た曰く、

「**趙粲**、**賈午**は、必ず汝の家事を亂さん。我が死して後、復た入るを聽す勿かれ。（5-179p）深く吾が言を記せよ。」

后は従わず、更に**粲**、**午**と**太子**を害せんと謀る。

■ **「太子の奢侈墮落極まる」** **太子**は幼くして令名有り（前卷武帝太康十年にあり）、長ずるに及び、學を好まず、惟だ左右と嬉戲す。**賈后**は復た黃門の輩をして之を誘ひ奢靡威虐を為さ使む、是に由り名譽は浸く減じ、驕慢は益々彰あきかなり。或は朝侍を廢し而して游逸を縱にし、宮中に於いて市を為し、人をして屠酤（宰牲和卖酒。亦泛指职业微賤的人）せ使め、手をもて斤兩を揣るに、輕重に差あらず。其の母、本は屠家女也、故に**太子**は之を好む。東宮は月俸は錢五十萬、**太子**は常に二月を採取（豫め取る）し、之を用い猶ほ足らず。又た西園をして葵（菜）菜、藍子、雞、面等の物を賣ら令め而して其の利を収める。又た陰陽の小數を好み、

拘忌（拘泥禁忌）する所多し。洗馬の江統は上書して五事を陳じる、

「一に曰く微苦（微病）有りとは雖も、宜しく疾を力めて朝侍すべし。二に曰く宜しく勤めて保傅を見て、善道を咨讒（統は咨詢）するべし。三に曰く畫室（五采を以て室屋に給畫す）之功は、宜（統、且×）しく減省す可し、後園の刻鏤雜作は、一に皆な罷遣せよ。四に曰く西園に葵、藍之屬を賣るは、國體を虧敗し、令聞を貶損す。五に曰く牆を繕いて瓦を正すは、必ずしも小忌に拘攣せず。」

太子は皆な従わず。中舍人（太子に四人あり、中庶子と共に文翰を掌り、職は黃門侍郎の如く、中庶子の下で洗馬の上）の杜錫は、太子の其の位を安ぜざるを恐れ、毎に忠諫を盡くし、太子に勧めて徳業を修め、令名を保たしむ、言辭は懇切なり。太子は之を患う、針を置き錫が常に坐する所の氈中に著き、之を刺して流血す、錫は、預（武帝の呉を平らげる功勞の將軍）之子也。

■ 〔賈后は太子廃嫡を企む〕 太子の性は剛にして、賈謐が中宮を恃みて驕貴なるを知り、之を假借する能わず。謐は時に侍中為り、東宮に至りる。（太子は）或は之を捨て、後庭に於いて遊戲す。詹事（太子の家を掌る）の裴權は諫めて曰く、

「謐は、后の親暱する所、一旦交構すれば、則ち事危うからん矣。」

従わず。謐は太子を後に譖りて曰く、

「太子は多く私財を畜え以て小人に結ぶ者、賈氏の為の故也。若し宮車が晏駕し、彼が大位に居れば、楊氏（賈后が楊駿を殺し太后を廢した事）の故事に依り、臣等を誅し、后を金墉に廢し、手を反す如くならん耳。早く之を圖るに如かず、更に慈順なる者を立てて、以て自ら安んず可し。」

后は其の言を納れ、乃ち太子之短を宣揚し、遠近に佈く。又た詐りて娠む有る為し、蒿物、産具を内れ、妹の夫の韓壽の子の慰祖を取りて之を養い、以て太子に代えんと欲す。

■ 〔劉卞の廢后の企み漏れて自決〕 時（統は是）に於いて朝野は咸に賈后の太子を害する之意有るを知り、中護軍の趙俊は太子に后を廢するを請い、太子は聽かず。左衛率の東平の劉卞は、賈后之謀を以て張華に問い、華は曰く、

「聞かず。」

卞は曰く、

「卞は須昌（東平國に属す、山東省東臨道東平県の西北、現・泰安市東平県）の小吏より、公の成拔を受け以て今日に至る。士は知己に感じる、是以て言を盡す、而るに公は更に卞を疑う有る邪！」

華は曰く、

「假令此れ有れば、君は如何せんと欲するや？」

卞は曰く、(5-180p)

「東宮の俊乂（才能千人に及ぶを俊、百人を乂）は林の如し、四率（前後左右四衛率）は精兵萬人なり。公は阿衡之任に居り、若し公の命を得れば、皇太子は朝するに因り入りて尚書事を録し、賈后を金墉城に廢するは、兩黃門の力耳。」

華は曰く、

「今天子（天子の位に居る事）は當陽（天子の位に居る事）し、太子は、人の子也、吾は又た阿衡之命を受けず、忽ち相い與に此を行えば、是れ君父を無しとし而して不孝を以て天下に示す也。能く成す有りと雖も、猶ほ罪を免ぜず。況んや權威は朝に滿ち、威柄は一ならず、成るは必ず可けん乎？」

賈后は常に親黨をして微服して外に聽察せ使め、頗る卞の言を聞き、乃ち卞を遷して雍州刺史と為す。卞は言の洩れたるを知り、藥を飲み而して死す。

【賈後の陰謀で皇太子廃嫡】

■ 「賈後は太子を酔わして陥れる」 十二月、太子の長子の^{ひん}彰は病し、太子は彰の為に王爵を求め、許さず。彰の疾は篤く、太子は之が為に禱祀して福を求める。賈後は之を聞き、乃ち詐りて帝の不豫なりと稱し、太子を召して朝に入らしめ、既に至り、后は見えず、別室に置き、婢の陳舞を遣わして帝の命を以て太子に酒三升を賜わり、盡く之を飲ま使む。太子は辭して飲三升を飲むに能わざるを以てす、舞は之に逼りて曰く

「孝ならざる邪！天（臣子、君父を以て天と為す）は汝に酒を賜い而して飲まざれば、酒中に惡物有るを邪！」太子は已むを得ず、強いて飲み盡くすに至り、遂に大いに酔う。后は黃門侍郎の潘岳をして書草を作ら使め、小婢の承福をして、紙筆及び草を以て、太子の醉えるに因り、詔と稱して（太子に）之を書か令む、文に曰く、

「陛下は宜しく自ら了す（自殺）、自ら了せざれば、吾は當に入りて之を了すべし。中宮は又た宜しく速かに自ら了すべし、自ら了せざれば、吾は當に手づから之を了せん。並に謝妃（太子の母）と共に、期を刻して兩つながら發せんを要（約）す、疑いて猶豫し、以て後患と致す勿かれ。三辰（日月星）之下に毛を茹い血を飲む（誓う印）、皇天は當に患害を掃除するを許す、道文（彰の字）を立てて王と為し、蔣氏（彰の母蔣保林）を内主（蔣に立てて后と為さんとす）と為すべし。願成れば、當に三牲（牛羊豚）を以て北君（北帝）を祠るべし。」太子は酔い迷いて覺らず、遂に依り而して之を寫す。其の字は半ば成らず、后は之を補成し、以て帝に呈す。

■ 「筆跡鑑定、賈後の用意周到」 壬戌（58-29+1=30日）、帝は式乾殿に幸し、公卿を召して入らしめ、黃門令の董猛をして太子の書及び青紙を以て詔して之を示さ使めて曰く

「適の書は此くの如し、今死を賜る。」（続は「令賜死」、一本・晉書太子傳・綱目・紀事本末による）

遍く諸公王（宗室諸国の公）に示し、言う者有る莫し。張華は曰く、

「此は國之大禍なり、古より以來、常に正嫡を廢黜するに因りて以て喪亂に致る。且つ國家は天下を有すること日淺し、願わくは陛下は之を詳かにせよ！」

裴頠は以為く、

「宜しく先ず書を伝える者を檢校し、又た請う太子の手書に比較（続は比校）し、然らざれば、恐らくは詐妄有らん。賈後は乃ち太子の啟事十餘紙を出し、衆人は比べ視、亦た敢えて非と言う者無し。（5-181p）

■ 「太子を金墉城に幽閉」 賈後は董猛をして^{いつわ}矯るに長廣公主（武帝の娘、甄徳に降嫁）の辭なるを以て帝に白さ使めて曰く、

「事は宜しく速かに決すべし、而るに群臣は各々同じからず、其の詔に従わざる者は、宜しく軍法を以て事に従うべし。」

議は日の西するに至り、決せず。后は華等の意堅きを見、事變わるを懼れ、乃ち表す、

「太子を免じて庶人と為さん」

と、詔して之を許す。是に於いて尚書の和郁等をして節を持して東宮に詣ら使め、太子を廢して庶人と為し、太子は服を改めて出で、再拜して詔を受け、歩いて承華門（東宮の門）を出、粗犢車に乗り、東（続、車×）武公の澹は兵仗を以て太子及び妃の王氏、三子の彰、臧、尚を送り同じく金墉城に幽す。王衍は自ら表し離婚ぜんとし、之を許す、妃は慟哭し而して歸る。太子の母の謝淑媛及び彰の母の保林（東宮の女官の名）の蔣俊を殺す。

孝惠皇帝上之下永康元年（庚申，300年）

■**春，正月**，癸亥（1日、元嘉曆一致）朔，天下に赦し，改元す。

■**〔閻續の皇太子を救う上奏〕**西戎校尉（武帝は南蠻校尉を襄陽、西戎校尉を長安、南夷校尉を寧州に置き、各々長史・司馬あり）の司馬の**閻續**は棺を輿いて（死を覚悟）闕に詣りて上書し，以為く、

「漢の**戾太子**（22巻漢武帝征和二年三年にあり）は兵を稱^あげて命を拒む，言う者は猶ほ曰く、罪は咎に當る耳と。今**適**は罪を受ける之日，敢えて道を失わず，猶ほ**戾太子**よりも輕しと為す。宜しく重ねて師傅を選び，先ず嚴誨を加えるべし，若し俊改せざれば，之を棄てるも未だ晩からざる也。」

書奏す，省せず。**續**は，**圃**（閻圃は67巻漢獻帝建安20年にあり）之孫也。

■**〔廢太子を巡る賈后と太子派の攻防〕****賈后**は黃門をして自首せ使め、

「太子と逆を為さんと欲す。」

詔して黃門の首辭を以て公卿に班じ示し，東武公の**澹**を遣わして千兵を以て太子を防衛せしめ，許昌宮に幽せしめ，持書御史（治書御史なり）の**劉振**をして節を持して之を守ら令め，宮臣に詔して辭送するを得ざらしむ。洗馬の**江統**、**潘滔**、舍人の**王敦**、**杜蕤**、**魯瑤**等は禁を冒して伊水に至り，拜辭して涕泣す。司隸校尉の**滿奮**、**統**等を收縛し獄に送る。其の河南の獄に系（統は繫）がる者は，**樂廣**（河南の尹、247?-304）は悉く之を解き遣る。洛陽の縣獄に系がる者は（尹は権限無く），猶ほ未だ釋さず。都官從事の**孫琰**は**賈謐**に説いて曰く、

「太子を廢して徙す所以は，其の惡を為すを以ての故耳。今宮臣は罪を冒して拜辭し，而して加えるに重辟を以てす。四方に流聞すれば，乃ち更に太子之德を彰わさん也，之を釋すに如かず。」

謐は乃ち洛陽令の**曹據**に語りて之を釋さ使む。**廣**も亦た坐せず。**敦**は，**覽**（王覽は77巻魏高貴鄉公甘露元年にあり）之孫、**據**は，**肇**（曹肇は74巻魏明帝景初二年にあり）之孫也。太子は許に至り，王妃に書を遣り，自ら誣枉を陳べ，妃の父の**衍**は敢えて以て聞せず。

■丙子（12-59+1=14日），皇孫の**彪**は卒す。

【皇太子毒殺】

■**〔世乱れるの前兆〕****三月**，尉氏（陳留郡の県、河南省開封道尉氏県、現・開封市尉氏県）に血雨^ふり，妖星は南方に見え，太白は晝見え，中台（星座名）は星拆れる（魁の下に六星あり、兩兩相並び三台という。上台に上下兩星を天子・女主、中大上下兩星を諸侯卿大夫、下台上下兩星を士・庶人に擬す。星拆は兩星比せざるで諸侯卿大夫の和せざるの兆候とす）。**張華**の少子の**勣**は**華**に遜位を勧め，**華**は從わず，曰く、（5-182p）

「天道は幽遠，靜は以て之を待つに如かず（何を待つのか、張華も老いたり）。」

■**〔太子派巻き返しの策謀〕**太子は既に廢され，衆情は憤怒する。右（統、有は×）衛督の**司馬雅**、常從督の**許超**は，皆な嘗て東宮に給事し，殿中郎の**士猗**等と**賈后**を廢し，太子を復せんと謀る。以えらく**張華**、**裴頠**は常に安んじ位を保つ，與に權を行ふは難し，右軍將軍の趙王の**倫**は兵柄を執り，性は貪冒なり，假りて以て事を濟す可しと。乃ち**孫秀**を説いて曰く、

「中宮は凶妒無道にして，**賈謐**等と共に誣いて太子を廢す。今國は嫡嗣無く，社稷は將に危うからんとし，大臣は將に大事を起さんとす，而して公は名は中宮に奉事し，**賈**、**郭**と親善なり，太子之廢されるや，皆な豫め知れりと云い，一朝事起これば，禍いは必ず相い及ばん，何ぞ先ず之を謀らざる乎！」

秀は許諾し、倫に言い、倫は焉を納れる、遂に通事令史の張林及び省事の張衡等に告げ、内應を為さ使む。

■ 〔孫秀は司馬倫に形勢觀望を進言〕 事は將に起こらんとし、孫秀は倫に言つて曰く、

「太子は聰明剛猛なり、若し東宮に還れば、必ず制を人に受けず。明公は素より賈后の黨なり、道路は皆な之を知る、今大功を太子に建つと雖も、太子は謂わん、公は特に百姓之望（太子復活の望み）に逼られ、翻覆して以て罪を免かるる耳と、宿忿を含忍すると雖も、必ず深く明公を徳とする能わず、若し瑕釁有れば、猶ほ誅を免れず。遷延して期を緩めるに若ず、賈后は必ず太子を害さん、然る後に賈后を廢し、太子の為に仇を報ずれば、豈に徒だ禍を免れる而して已む、乃ち更に以て志を得る可し！」

倫は之を然りとす。

■ 〔遂に賈后は皇太子を毒殺〕 秀は因りて人をして反間を行わ使め、言う、

「殿中人（司馬雅・許超・士猗）は皇后を廢して、太子を迎えんと欲す。」

賈后は數々宮婢を遣わし微服して民間に於いて聽察せしめ、之を聞きて甚だ懼れる。倫、秀は因りて謚等に早く太子を除き、以て衆望を絶つを勧める。癸未（19+60-58+1=22 日）、賈后は太醫令の程據をして毒藥を和せ使む。矯詔して黃門の孫慮をして許昌に至り太子に毒せ使む。太子は廢黜せられしより、毒せ被るを恐れ、常に自ら食を前に煮る。慮は以て劉振に告げ、振は乃ち太子を小坊中に徙し、其の食を絶ち、宮人は猶ほ竊に牆上より食を過して之を與える。慮は太子に逼めに藥を以てし、太子は肯えて服せず、慮は藥杵を以て之を椎殺す。有司は庶人の禮を以て葬らんと請い、賈后は表して廣陵王の禮を以て之を葬するを請う。

■ 夏，四月，辛卯（1 日、元嘉曆一致）朔，日之を食する有り。（5-183p）

【司馬倫のクーデター】

■ 〔司馬倫は賈謐を誅殺、賈后を廢す〕 趙王の倫、孫秀は將に賈后を討たんとし、右衛炊飛督（晉の制、右衛に炊飛と虎賁あり）の閻和に告げ、和は之に従う、期すに癸巳（29-27+1=3 日）の丙夜の一籌を以て、鼓聲を以て應と為さんとす。癸巳（3 日）、秀は司馬雅をして張華に告げ使めて曰く、

「趙王は公と共に社稷を匡し、天下の為に害を除かんと欲し、雅をして以て告げ使む。」

華は之を拒む。雅は怒りて曰く、

「刃は將に頸に加わらんとす、猶ほ是の言を為す邪！」

顧みず而して出ず。期に及び、倫は矯詔して三部（晉の二衛に前驅・田基・強弩あり）の司馬に敕して曰く、

「中宮は賈謐等と吾が太子を殺し、今車騎（時に趙王倫は車騎將軍を以て右軍將軍を領す）をして入りて中宮を廢せ使む、汝等は皆な當に命に従うべし、事畢れば、爵の關中侯を賜い、従わざる者は三族を誅せん。」

衆は皆な之に従う。又た矯詔して開門し、夜入り、兵を道南（御道の南）に陳し、翊軍校尉（武帝太康元年に置く）の齊王の冏を遣わして百人將いて閤（統、冏×）を排して而して入り、華林（華林園）の令の駱休は内應を為し、帝を迎えて東堂に幸せしめ、詔を以て賈謐を殿前に召し、將に之を誅さんとす。謐は走りて西鐘の下に入り、呼んで曰く

「阿后は我を救え！」

就きて之を斬る。賈后は齊王の冏を見、驚いて曰く、

「卿は何為れぞ來たる？」

冏は曰く

「詔有り后を收める。」

后は曰く、

「詔は當に我より出でる、何の詔ぞ也！」

后は上閤に至り、遙かに帝を呼んで曰く、

「陛下は婦有り、人をして之を廢せ使む、亦た行々自ら廢せられん矣。」

是の時、梁王の彤も亦た其の謀に預り、后は問に問いて曰く、

「事を起こす者は誰ぞや？」

問は曰く、

「梁、趙。」

后は曰く、

「狗を系ぐには當に頸を繫ぐべし、反って其の尾を系ぐ（先に梁趙を殺さなかったのを悔やむ）、何ぞ然らざるを得るや！」

遂に后を廢して庶人と為し、之を建始殿に幽し、趙粲、賈午等を收め暴室（暴室令は光祿勳に属す）に付して考竟す。尚書に詔して賈氏の親黨を收捕せしめ、中書監、侍中、黄門侍郎、八座を召し皆な夜殿に入らしむ。

尚書は始め詔に詐り有るを疑う、郎（尚書郎）の師景は露版をもて手詔を奏請す、倫等は之を斬り以て徇う。

■[張華、裴頠も三族を夷げる、賈后は金墉に送る] 倫は陰かに秀と位を篡するを謀り、先ず朝望（朝廷の名望有る者）を除き、且つ宿怨を報ぜんと欲し、乃ち張華、裴頠、解系、解結（解系の弟）等（前卷元康六年に對立あり）を殿前に執る。華は張林に謂って曰く、

「卿は忠臣を害せんと欲する邪？」

林は詔と稱して之を詰りて曰く

「卿は宰相と為り、太子之廢せらるるや、節に死す能わざるは、何ぞ也？」

華は曰く、

「式乾之議、臣の諫事は具に存せり、覆按す可き也。」

林は曰く、

「諫めて而も従わず、何の位を去らざるや？」

華は以て對える無し。遂に皆な之を斬り、仍って三族を夷げる。解結の女は裴氏に適い、明くる日當に嫁すべく而るに禍起き、裴氏は認めて之を活かさんと欲し、女は曰く、(5-184p)

「家は既に此くの若し、我は何を以て活きるを為さん！」

亦た坐して死す。（父母又は父母の家に從いて死に坐す制あり）朝廷は是に由り議して舊制を^{あらた}革め、女は從いて死せざらしむ。甲午（30-27+1=4 日）、倫は端門（宮門の正南門）に坐し、尚書の和郁を遣わして節を持して賈庶人（楊皇后の時には庶人とせず、ここに庶人とするは、正すという意味を含む）を金墉に送らしむ。劉振、董猛、孫慮、程據等を誅す。司徒の王戎及び内外の官で張、裴の親黨に坐して黜免せられる者は甚だ衆し。閻續は張華の屍を撫でて慟哭して曰く、

「早に君に位を遜れよと語る而るに肯ぜず、今果たして免れず、命也！」

■[司馬倫政権の実権は孫秀にあり] 是に於いて趙王の倫は詔と稱して天下に赦し、自ら使持節、都督中外諸軍事、相國、侍中と為り、一に宣（司馬懿が丞相）、文（司馬昭が相國）が魏を輔けるの故事に依る。府兵萬人を置き、其の世子の散騎常侍の^み考を以て冗從僕射を領せしめ、子の馥を前將軍と為し、濟陽王に封じる。虔を黄門朗（黄門侍郎）と為し、汝陰王に封じる。詡を散騎侍郎（黄門侍郎と共に尚書の奏事を担当する要職）と為し、霸城侯に封じる。孫秀等は皆な大郡に封ぜられ、並びに兵權に據り、文武官の侯に封ぜらる者は數

千人、百官は己を總べ（自分の職を総攝する）以て**倫**に聽く。**倫**は素より庸愚にして、復た制を**孫秀**に受ける。**秀**は中書令と為り、威權は朝廷に振い、天下は皆な**秀**に事え而して**倫**に求める無し。

■〔皇太子の名誉回復〕詔して追いて故の太子の**適**の位號を復し、尚書の**和郁**をして東宮の官屬を帥いて太子の喪を許昌に迎え使め、**適**の子の**彪**を追封して南陽王と為し、**彪**の弟の**臧**を封じて臨淮王と為し、尚を襄陽王と為す。

■〔王衍は終身禁固刑〕有司は奏す、

「尚書令の**王衍**は位は大臣に備わり、太子は誣い被れしとき（太子が**王衍**の娘の王妃に書を遣りて自ら誣枉を述べるを無視）、志は苟しくも免かるるに在り、請う終身を禁錮せん。」

之に従う。

■〔司馬倫は人気取りの人材登用〕相國の**倫**は人望を收めんと欲し、海内の名徳之士を選用し、前の平陽太守の**李重**、滎陽太守の**荀組**を以て左、右の長史と為し、東平の**王堪**、沛國の**劉謨**を左、右の司馬と為し、尚書郎の**陽平**（魏の文帝は景初に民に魏郡を分けて置く郡、山東省東臨道朝城県、現・聊城市莘県）の**束皙**を記室（文書を掌る）と為し、淮南王の文學の**荀嵩**、殿中郎（尚書郎）の**陸機**を參軍と為す。**組**は、**勛**（続は荀勗、289卒、荀攸・荀彧とは同族）之子。**嵩**は、**彧**之玄孫也。**李重**は**倫**に異志有るを知り、疾と辭して就かず、**倫**は之に逼りて已まず、憂憤して疾と成り、扶曳せられて拜を受け、數日し而して卒す。

■丁酉（33-27+1=7日）、梁王の**彤**を以て太宰と為し、左光祿大夫の**何劭**を司徒と為し、右光祿大夫の**劉寔**を司空と為す。

■太子の**適**之廢される也、將に淮南王の**允**を立てて太弟と為さんとす、議者は合わず（異議が出る）。會々趙王**倫**は**賈后**を廢し、乃ち**允**を以て驃騎將軍、開府儀同三司と為し、中護軍を領せしむ。

■〔賈后に毒を賜る〕己亥（35-27+1=9日）、相國の**倫**は矯詔して尚書の**劉弘**を遣わして金屑酒（毒酒）を繼ぎ、（5-185p）**賈后**に死を金墉城に賜る。

■**五月**，己巳（5+60-57+1=9日）、詔して臨淮王の**臧**を立てて皇太孫と為し、妃の**王氏**（太子を敗する時に父母に歸していた）を還して以て之を母とす。太子の官屬を即ち轉じて太孫の官屬と為し、相國の**倫**は太孫の太傅を行う。

■己卯（15+60-57+1=19日）、故の太子に謚して**愍懷**と曰う。**六月**，壬寅（38-26+1=13日）、顯平陵に葬す。

■清河康王の**遐**は薨ず。

■〔淮南王の允の乱の鎮圧〕中護軍の淮南王の**允**は、性は沉毅にして、宿衛の將士は皆な之に畏服す。**允**は相國の**倫**及び**孫秀**に異志有るを知り、陰に死士を養い、之を討たんと謀る。**倫**、**秀**は深く之を憚る。**秋**，**八月**，**允**を轉じて太尉と為し、外に優崇を示し、實は其の兵權を奪う（中護軍は兵權あり、太尉は無し）。**允**は疾を稱して拜せず。**秀**は御史の**劉機**を遣わして**允**に逼り、其の官屬以下を收めしめ、劾するに詔を拒み、大逆不敬なるを以てす。**允**は詔を視、乃ち**秀**の手書也、大いに怒り、御史を収め、將に之を斬らんとす、御史は走りて免る、其の令史（蘭台の令史）二人を斬る。厲色して左右に謂って曰く、

「趙王は我が家を破らんと欲す！」

遂に國兵（淮南國の兵）及び帳下（中護軍の帳下）七百人を帥いて直ちに出でて、大呼して曰く、

「趙王は反す、我は將に之を討たんとす、我に従う者は左袒せよ。」

是に於いて之に歸する者は甚だ衆し。**允**は將に宮に赴かんとし、尚書左丞の**王輿**は掖門（宮門の端門の左右の

脇の門、晉書 13 王傳には東掖門に作る）を閉じ、**允**は入るを得ず、遂に相府（**倫**は東宮を相府と為す）を圍む。**允**の將いる所の兵は皆な精銳なり、**倫**與に戦い、屢々敗れ、死者は千餘人。**太子**の左率（左衛率）の**陳徽**は東宮の兵を勒し、内に鼓噪して以て**允**に應じる。**允**は陳を承華門の前に結び、弓弩は齊しく發し、**倫**を射ち、飛矢は雨のように下る。主書司馬（相国府の官属の**倫**が自ら署置する所）の**眭秘**は身を以て**倫**を蔽い、箭は其の背に中たり而して死す。**倫**の官属は皆な樹に隠れて而して立ち、樹毎に輒ち數百箭が中たる、辰より未に至り、中書令の**陳淮**（前に中書令陳準あり）は、**徽**之兄也、**允**に應じんと欲し、**帝**に言いて曰く、

「宜しく白虎幡（休戦の旗、晉書撫 13 王傳には驕虞幡とする）を遣わして以て門を解くべし。」（胡三省曰く、陳準は蓋し帝の庸愚なるを以て、故に請いて白虎幡を以て軍を麾き、**倫**の兵がこれを見て、**允**が**倫**を攻めるは帝の命に出ずと以為い、將に自ら潰えとせんことを欲するなり、否ずんば何を以てん**允**に応ぜんと）

乃ち司馬督護（殿中の將校にして二衛に属す）の**伏胤**をして騎四百を將いて幡を持ちて宮中より出で使む。侍中の汝陰王の（司馬）**虔**は門下省に在り、陰に**胤**と誓いて曰く、

「富貴は當に卿と之を共にすべし。」

胤は乃ち空板（何も書かない板、詔書無きに、詔書あるが如く見せるため）を懷にして出で、詐りて言う、

「詔有り、淮南王を助ける。」

允は之を覺らず、陣を開けて之を内れ、車を下りて詔を受ける。**胤**は因りて之を殺し、並せて**允**の子の秦王の**郁**、漢王の**迪**を殺し、**允**に坐して夷滅する者は數千人なり。洛陽に曲赦（天下にあまねかず、洛陽のみという意味）す。

■[**孫秀の潘岳への仕返し**]初め、**孫秀**（琅邪の人）は嘗て小吏と為り、黃門郎の**潘岳**（琅邪内史時代）に事え、**岳**は（狡黠な人柄を憎んで）屢々之を撻つ。衛尉の**石崇**之甥の**歐陽建**は素より相國の**倫**と隙有り（前卷元康六年にあり）、**崇**は愛妾有りて**綠珠**と曰う、**孫秀**は便ち之を求め、**崇**は與えず。（5-186p）淮南王の**允**の敗れるに及び、**秀**は因りて、

「**石崇**、**潘岳**、**歐陽建**は**允**を奉じて亂を為す」

と稱し、之を收める。**崇**は歎じて曰く、

「奴輩は利吾が財を利とする爾^{のみ}！」

收める者は曰く、

「財の禍いと為るを知れば、何ぞ早く之を散ぜざるや？」

崇は答える能わず。初め、**潘岳**の母は常に**岳**を誚責して曰く、

「汝は當に足るを知るべし、而して乾（利を得る）沒（利を失う）して已まざる乎！」

及ち敗れ、**岳**は母に謝して曰く、

「阿母に負けり。」

遂に**崇**、**建**と皆な族誅され、**崇**の家を籍沒する。相國の**倫**は淮南王の母弟の吳王の**晏**を収め、之を殺さんと欲す。光祿大夫の**傅祗**は之を朝堂に爭い、衆は皆な**倫**を諫止し、**倫**は乃ち**晏**を貶して賓徒（昌黎郡に属す、奉天省遼瀋道錦県、現・錦州市凌海市）縣王と為す。

■齊王の**冏**は功を以て游撃將軍に遷す、**冏**の意は滿たず、恨色有り。**孫秀**は之を覺り、且つ其の内に在るを憚り、乃ち出して平東將軍と為し、許昌に鎮せしむ。

■光祿大夫の**陳準**を以て太尉と為し、尚書事を錄せしむ。未だ幾くもなくして、薨ず。

■[**司馬倫に九錫を加える**] **孫秀**は相國の**倫**に九錫を加えるを議す、百官は敢えて異議するもの莫し。吏部尚書の**劉頌**は曰く、

「昔漢之魏に錫^{たま}い（曹丕に賜う）、魏之晉に錫^{たま}い（司馬昭に賜う）、皆な一時之用にして、通行す可きに非ず。周勃、霍光は、其の功至って大なれども、皆な九錫之命有るを聞かざる也。」

張林は忿りを積みて已まず、頌を以て張華之黨と為し、將に之を殺さんとす。孫秀は曰く、

「張、裴を殺し已に時望を傷^{やこ}なえり、復た頌を殺す可からず。」

林は乃ち止む。頌を以て光祿大夫と為す。遂に下詔して倫に九錫を加え、復た其の子の萇に撫軍將軍、虔に中軍將軍を加え、詡を侍中と為す。又た孫秀に侍中、輔國將軍、相國司馬を加え、右率（右衛率）は故の如し。張林等は並びて顯要に居る。相府の兵を増して二萬人と為し、宿衛と同じ、並びに隱匿する所之兵は、數は三萬を逾える。

■九月、司徒を改めて丞相と為し、梁王之彤を以て之と為し、彤は固辭して受けず。

■[司馬倫と孫秀の劣惡] 倫及び諸子は皆な頑鄙にして識無し、秀は狡黠（狡猾）貪淫にして、與に事を共にする所の者は、皆な邪佞之士なり、惟だ榮利を競い、深謀遠略無く、志趣は乖異し、互いに相い憎嫉す。秀の子の會は射聲校尉と為る、形貌は短陋にして、奴僕之下者の如し、秀は帝の女の河東公主に尚せ使む。

■[皇后羊氏を立てる] 冬、十一月、甲子（60-54+1=7日）、皇后の羊氏を立てて、天下に赦す。后は、尚書郎の泰山の羊玄之之女也。外祖の平南將軍の樂安の孫旂は、孫秀と善く、故に秀は之を立てる。玄之を拜して光祿大夫、特進、散騎常侍とし、興晉侯に封じる。

【趙廋の益州自立、李特重用】

■[蜀の趙廋は李特を重用、自立模索] 詔して益州刺史の趙廋（巴西の人）を征して大長秋と為し、（5-187p）成都内史（晉の武帝太康九年に諸王國には内史を置く、漢の諸王國の相の如し）の中山の耿滕を以て益州刺史と為す。廋は、賈后之姻親也。征（統は徵）するを聞き、（賈后に連座するを）甚だ懼れ、且つ晉室の衰亂を以て、陰に蜀に據る之志有り、乃ち倉廩を傾けて、流民を賑わし、以て衆心を收める。李特（前卷太康八年に蜀に入る）の兄弟の材武にして、其の黨類は皆な巴西の人、廋と同郡なるを以て、厚く之を遇し、以て爪牙と為す。特等は廋の勢いに憑恃し、専ら衆を聚めて盜を為し、蜀人は之を患う。滕は數々密かに表す、

「流民は剛剽にして、蜀人は軟弱なり、主は客を制する能わず、必ず亂階を為さん、宜しく（流民を）本居（秦雍）に還ら使むべし。若し之を險地（蜀の地）に留めれば、恐らくは秦、雍之禍いは更に梁、益に移らん矣。」

廋は聞き而して之を惡む。

■[趙廋は耿滕入境を拒否] 州は詔書を被り、文武千餘人を遣わして滕を迎わしむ。是の時、成都は少城に治し、益州は太城に治す、廋は猶ほ太城に在り、未だ去らず。滕は州に入らんと欲し、功曹の陳恂は諫めて曰く、

「今州（益州）、郡（成都）は怨（統、犯×）みを構えること日々に深し、城に入れば必ず大禍有り、少城に留まりて以て其の變を觀、諸縣に檄して村保を合わせて以て秦氏（李特はもと巴氏だが、秦州界に居り秦氏と呼ぶ）に備えるに如かず、陳西夷（西夷校尉の陳總）は行々至り、且く當に之を待つべし。然らずんば、退きて犍為を保ち、西に江源（蜀郡の県、四川省西川道崇慶県の東十里、現・成都市崇州市江源鎮）を渡り、以て非常を防ぐべし。」

滕は従わず。是の日、衆を帥いて州に入り、廋は兵を使わして之を逆え、西門に戦い、滕は敗死す。郡吏は皆な竄走し、惟だ陳恂は面縛して廋に詣りて滕の喪（統は死で屍の意味）を請い、廋は義而して之を許す。

■**庾**は又た兵を遣わして西夷校尉（晉は平越中郎將を廣州、南蠻校尉を襄陽、南夷校尉を寧州に置く）の**陳總**を逆う。**總**は江陽（犍為の県、四川省永寧道江安県、現・宜賓市江安県）に至り、**庾**に異志有るを聞き、主簿の蜀郡の**趙模**に曰く、「今州郡は協せず、必ず大變を生ず、當に速かに行きて之に赴くべし。府は是れ兵要なり（西夷府は蜀兵の要を統べる）、順（耿騰）を助け逆（趙庾）を討てば、誰か敢えて動く者ぞや！」

總は更に道に縁りて停留し、南安の魚涪津に至る比、已に**庾**の軍に遇い、**模**は**總**に白す、(2022-0129)「散財して士を募り以て拒ぎ戦うべし、若し州軍(庾の軍)に克てば、則ち州を得る可し、克たざれば、流れに順い而して退けば、必ず害無し也。」

總は曰く、

「**趙益州**は耿侯を忿る、故に之を殺す。吾と嫌は無し、何為れぞ此くの如しや！」

模は曰く、

「今州（続、非x）は事を起こす、必ず當に君を殺して以て威を立つべし。戦わずと雖も、益無き也！」言は涕を垂るるに至るも、**總**は聴かず、衆は遂に自ら潰える。**總**は草中に逃げ、**模**は**總**の服を著けて格戦す。**庾**の兵は**模**を殺し、其の是(陳總)に非ざるを見、更に搜求し**總**を得、之を殺す。

■**[趙庾は益州を獲る]** **庾**は自ら大都督、大將軍、益州牧と稱し、僚屬を署置し、守令を改易す。王官（晉の任命した官）は召さ被、敢えて往かざる無し。**李庠**は妹の婿の**李含**、天水の**任回**、上官の**昌**、扶風の**李攀**、始平の**費他**、(5-188p) 氏の**苻成**、隗伯等四千騎を帥いて**庾**に歸す。**庾**は**庠**を以て威寇將軍と為し、陽泉亭侯を封じ、委ねるに心膂を以てし、六郡の壯勇を招き合せ使めて萬餘人に至り、以て北道を斷つ。

令和4年1月26日 書下し開始 8846文字

令和4年1月30日 書下し終了 18933文字